

「(第二次) 過料処分取消請求事件」の経過

日時	経過
平成26年10月27日	・ 「足立区反社会的団体の規制に関する条例」を改正
12月10日	・ 区は改正後の「足立区反社会的団体の規制に関する条例」第5条に基づき、定期報告をアレフに請求
平成27年10月 2日	・ アレフが条例に基づく報告をなさなかったため、区がアレフに過料処分を課す
平成28年 9月13日	・ アレフが「(第二次) 過料処分取消請求事件」を提起
平成29年12月25日	・ 「(第二次) 過料処分取消請求事件」一審判決、区が勝訴
平成30年 1月 9日	・ アレフが一審判決を不服として控訴
7月18日	・ 「(第二次) 過料処分取消請求事件」二審判決、区が勝訴
8月 2日	・ アレフが上告しなかったため、区の勝訴で判決が確定